

ハウジングサービス利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

目次

第1章 総則	4
第1条（規約の適用）	4
第2条（用語の定義）	4
第3条（関連法令の遵守）	4
第4条（規約の効力）	5
第5条（規約の変更）	5
第6条（合意管轄）	5
第2章 利用契約	5
第7条（サービスの種類及び品目）	5
第8条（契約期間）	6
第9条（最低利用期間）	6
第10条（契約の自動継続）	6
第11条（譲渡の禁止）	6
第12条（サービス仕様と利用環境）	6
第13条（サービス仕様の変更）	7
第14条（提供場所）	7
第15条（利用申込）	7
第16条（利用契約申込の承認）	7
第17条（利用契約の成立）	8
第18条（利用契約の変更）	8
第19条（契約期間満了による利用契約終了時の措置）	8
第20条（契約期間満了による利用契約の終了に伴う月額利用料金の精算方法）	8
第21条（契約者が行う利用契約の解約）	8
第22条（利用契約解約後の措置）	9
第23条（当社が行う利用契約の解除）	9
第24条（利用契約解除後の措置）	9
第25条（利用契約の解約に伴う料金等の精算方法）	10
第26条（契約者の責に帰するサービスの停止又は制限）	10
第27条（その他の事由によるサービスの停止又は制限）	11
第28条（サービスの停止又は制限時の措置）	11
第3章 料金の支払等	11
第29条（料金の適用）	11
第30条（料金の支払義務発生時期等）	12
第31条（料金の支払期限及び支払方法）	12

第32条 (延滞処理)	12
第33条 (料金の改定)	13
第4章 契約者の義務等	13
第34条 (契約者の義務)	13
第35条 (契約者の機器設備等)	13
第36条 (機器設備等の搬入)	14
第5章 ハウジングスペースに係る事項	14
第37条 (ハウジングスペースへの入館及び遵守事項)	14
第38条 (ハウジングスペースの環境維持)	15
第39条 (当社の責任範囲)	15
第40条 (ハウジングスペースの適正な利用)	15
第6章 雑則	16
第41条 (反社会的勢力の排除)	16
第42条 (ラックの開閉)	17
第43条 (責任の制限)	17
第44条 (損害賠償)	17
第45条 (立入検査)	17
第46条 (当社による工事等)	18
第47条 (免責)	18
第48条 (秘密保持)	18
第49条 (協議)	18
附 則	18
別紙1 ハウジングスペースにおける設備仕様等	19
別紙2 利用可否品目	20
別紙3 サービスの仕様	21

第1章 総則

第1条（規約の適用）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、以下に定めるハウジングサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）によりハウジングサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 当社は、本規約とは別に、個別に契約書、確認書等を定める場合があります。その場合の効力の優劣については、個別に定めたものを優先とします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は、電気通信事業法など関連法令において使用する用語例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 本サービス	機器設備等を収容するための当社のハウジングスペース施設（以下「ハウジングスペース」といいます。）と作業スペースを提供するサービス（以下「基本サービス」といいます。）、及び基本サービスに附帯するサービス（以下「オプションサービス」といいます。）の総称
2 利用契約	本サービスの提供にあたり、当社と契約者との間に締結される契約
3 契約者	当社と利用契約を締結している者
4 ファシリティ	ラックスペース、電源、空調等をはじめとするハウジングスペース内の設備
5 インターネットコネクティビティ	当社によるインターネット接続の提供
6 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第3条（関連法令の遵守）

本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第4条（規約の効力）

本規約のいずれかの条項が関連法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関連法令等に基づく条項に置きかえられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

第5条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

第6条（合意管轄）

本規約は、日本国の国内法に準拠するものとし、契約者と当社との間における一切の紛争等については、長崎地方裁判所又は長崎簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 利用契約

第7条（サービスの種類及び品目）

当社は、ハウジングスペースにおいて別紙1の設備仕様等に従って本サービスを提供します。また、本サービスには、次の各号に規定する種類及び品目があります。

（1）基本サービス

レンタルラックサービス

品 目	内 容
15Aワンラック (100V15A)	ハウジングスペースに機器設備等を設置するために、当社保有の19インチラック(100V[15A1系統])を1ラック単位で提供するサービス
15Aハーフラック (100V15A)	ハウジングスペースに機器設備等を設置するために、当社保有の19インチラック(100V[15A1系統])を1/2ラック単位で提供するサービス

上記サービスには、9:00～18:00までのオンサイト確認（機器ランプ目視確認、機器電源のON/OFF）を含み、オペレーションについては障害時等における契約者からの依頼があった場合のみとします。また、オンサイト確認作業に必要なマニュアル、ラック内管理図面等は契約者が作成するものとし、ラック内の機器設備等には図面と合致したラベル等が備わっていることとします。

（2）オプションサービス

（イ）インターネットコネクティビティサービス

当社のインターネットバックボーン経由でインターネットへ接続する回線の品目（帯域）については、当社と契約者で別途協議の上定めるものとします。なお、ベストエフォートでの提供となります。

（ロ）電源オプションサービス

品目	内容
15A(100V15A)	当社保有の19インチラック(100V[15A1系統])に1ラック単位で提供するサービス
25A(100V25A)	当社保有の19インチラック(100V[25A1系統])に1ラック単位で提供するサービス
15A(200V15A)	当社保有の19インチラック(200V[15A1系統])に1ラック単位で提供するサービス
25A(200V25A)	当社保有の19インチラック(200V[25A1系統])に1ラック単位で提供するサービス

上記以外の品目については、別途個別に定めるものとします。

2 本サービスにおける品目ごとの利用可否については、別紙2に定めるものとします。

第8条（契約期間）

本サービスの契約期間は、当社が契約者に本サービスの提供を開始した日（以下「利用開始日」といいます。）から起算し、1年間とします。

第9条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、利用開始日から起算し、1年間とします。

2 契約者は、最低利用期間内に利用契約の解約があった場合は、当社が指定する期日までに、最低利用期間に満たない期間に相当する月額利用料金を支払うものとします。

第10条（契約の自動継続）

契約期間満了の3ヶ月前までに契約者又は当社から利用契約を更新しない旨の通知がない場合、利用契約はさらに同条件で1年間継続するものとし、以後も同様とします。

第11条（譲渡の禁止）

契約者は、利用契約上の権利又は義務を、第三者に対して譲渡してはならないものとします。

第12条（サービス仕様と利用環境）

当社は、ハウジングスペースにおいて、別紙3に規定するサービスを提供するものとします。

2 当社は、そのハウジングスペースにおいて当社が電源、空調、配線等、設置機器に附帯する環境設備を当社基準に従って提供します。

第13条（サービス仕様の変更）

当社は、本サービスに関してサービス仕様の改良、追加、削減等の変更を行うことができるものとし、契約者はこれを予め承諾するものとします。

2 当社は、前項に規定するサービス仕様の変更を行う際は、契約者へその旨事前通知をします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条（提供場所）

本サービスを提供する場所は、当社が指定するハウジングスペースとします。

第15条（利用申込）

本サービスの利用申込をしようとする者（以下「申込者」といいます。）は、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用申込書（以下「契約書面」といいます。）を当社に提出するものとします。

- （1）申込者等を特定するために必要な事項
- （2）本サービスの種類及び品目
- （3）その他利用契約の申込に必要な事項

第16条（利用契約申込の承認）

当社は、申込者より契約書面を受領した時点で利用契約の申込を承認するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用契約の申込を承認しないことがあります。また、当社は、承認後においても次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、違約の責を負うことなく、その承認を取消することができるものとします。

- （1）本サービスの提供、又は本サービスの提供に係わる機器設備等の保守が、技術上困難な場合
- （2）申込者が自己に課せられた債務（本規約に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じ。）の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合
- （3）契約書面及び当社への提出書類の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符合情報等の相違、記入漏れ等をいいます。）がある場合
- （4）申込者に第23条（当社が行う利用契約の解除）各号のいずれかに該当する事由があると認められた場合
- （5）違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用するおそれがある場合

- (6) 申込又は料金の支払等について、当社所定の方法に従っていただけない場合
- (7) 申込者が本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
- (8) その他、当社の業務に著しい支障がある場合

第17条（利用契約の成立）

利用契約は、当社が契約書面に記載した申込日（以下「契約締結日」といいます。）に成立するものとします。

第18条（利用契約の変更）

契約者は、利用契約の変更を申込む場合、当社所定の方法により、契約書面を当社に提出するものとします。

2 当社は、申込者より契約書面を受領した時点で利用契約の変更を承認するものとします。

3 前2項に基づき利用契約が変更となった場合は、その変更日を起算日として、第9条（最低利用期間）第1項に規定する最低利用期間が改めて適用されます。

第19条（契約期間満了による利用契約終了時の措置）

契約者は、利用契約が終了する場合、契約期間満了日までに残存している機器設備等を撤去し、原状復旧します。なお、機器設備等の撤去及び原状復旧に必要な費用は契約者が負担します。

2 当社は、契約期間満了日までに契約者が原状復旧を完了しなかった場合、契約者の費用で機器設備等を撤去し、原状復旧します。なお、この場合、撤去した機器設備等は、原状復旧のために当社が負担した費用の弁済が完了するまで、当社が契約者の費用において保管します。契約者はこれに対して利用契約違反又は所有権侵害いずれの主張を行わないものとします。また、契約期間満了日から1年以内に前記費用の弁済が完了しない場合は、当社は撤去した機器設備等の情報を抹消の上、任意に処分することができるものとします。

第20条（契約期間満了による利用契約の終了に伴う月額利用料金の精算方法）

契約者は、利用契約を終了する場合、契約期間満了日、又は第19条（契約期間満了による利用契約終了時の措置）第2項の規定に基づき当社が原状復旧を完了した日のうち、いずれか遅い日の属する月の月末日までの月額利用料金を、当社の請求に基づき支払うものとします。

第21条（契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、第9条（最低利用期間）第1項に規定する最低利用期間経過後に本サービスの全部又は一部の解約を希望する場合、当社所定の書面に解約を希望する日（以下「解約希

望日」といいます。) その他必要事項を記入して、当社に提出するものとします。

2 契約者は、利用契約の解約を希望する場合、基本サービスは解約を希望する3ヶ月前、オプションサービスは解約を希望する1ヶ月前までに前項に規定する書面を当社に提出するものとします。

3 契約者は、第1項に規定する書面の提出から解約希望日までの期間が前項の規定を満たさない場合であっても、基本サービスは3ヶ月分、オプションサービスは1ヶ月分の月額利用料を支払うことにより、本サービスを即時に解約することができるものとする。

4 基本サービスを解約する場合、オプションサービスは自動的に解約されます。

第22条 (利用契約解約後の措置)

契約者は、第21条(契約者が行う利用契約の解約)の規定により利用契約が解約される場合、解約希望日までに残存している機器設備等を撤去し、原状復旧します。なお、機器設備等の撤去及び原状復旧に必要な費用は契約者が負担します。

2 当社は、解約希望日までに契約者が原状復旧を完了しなかった場合、契約者の費用で機器設備等を撤去し、原状復旧します。なお、この場合、撤去した機器設備等は、原状復旧のために当社が負担した費用の弁済が完了するまで、当社が契約者の費用において保管します。契約者はこれに対して利用契約違反又は所有権侵害いずれの主張を行わないものとします。また、解約希望日から1年以内に前記費用の弁済が完了しない場合は、当社は撤去した機器設備等の情報を抹消の上、任意に処分することができるものとします。

第23条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、契約者が次の各号のいずれかの事項に該当する場合、直ちに利用契約を解除することができます。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反し、当社からの書面通知の受領日から14日以内にその違反を是正しない場合

(2) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売を申し立てられ、又は滞納処分を受けた場合

(3) 民事再生、会社更生、破産、特別清算又は特定調停等の法的整理手続きの申し立て又は開始があった場合

(4) 営業停止、営業取消等の処分を受けた場合

(5) 自ら振出し又は引き受けた手形、小切手につき不渡りの処分を受けるなど、支払停止状態になった場合

(6) 契約者が、第41条(反社会的勢力の排除)第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合

第24条 (利用契約解除後の措置)

契約者は、第23条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が解除される場

合、当社が指定する期日までに残存する機器設備等を撤去し原状復旧します。なお、機器設備等の撤去及び原状復旧に必要な費用は契約者が負担します。

2 当社は、前項の指定期日までに契約者が原状復旧を完了しなかった場合、契約者の費用で機器設備等を撤去し、原状復旧します。なお、この場合、撤去した機器設備等は、原状復旧のために当社が負担した費用の弁済が完了するまで、当社が契約者の費用において保管します。契約者はこれに対して利用契約違反又は所有権侵害いずれの主張を行わないものとし、また、前項の指定期日から1年以内に前記費用の弁済が完了しない場合は、当社は撤去した機器設備等の情報を抹消の上、任意に処分することができるものとし、

第25条（利用契約の解約に伴う料金等の精算方法）

契約者は、利用契約が解約された場合、第22条（利用契約解約後の措置）第1項、第24条（利用契約解除後の措置）第1項の規定により契約者が原状復旧を完了した日、又は第22条（利用契約解約後の措置）第2項、第24条（利用契約解除後の措置）第2項の規定により当社が原状復旧を完了した日のうち、いずれか遅い日の属する月の月末日までの利用料を、当社の請求に基づき支払うものとし、

2 契約者は、前項に規定する月末日が最低利用期間内である場合、最低利用期間満了日までの月額利用料金相当額を違約金として、当社の請求に基づき支払います。なお、当社は、解約に伴って当社に損害が発生した場合、契約者に対し違約金とは別にその損害の賠償を求めることができます。

第26条（契約者の責に帰するサービスの停止又は制限）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスを停止又は制限することがあります。

(1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合

(2) 本サービスの料金その他の債務の支払いのため、契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の事由により認められなくなった場合

(3) 利用契約の申込に当たって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明した場合

(4) 契約者が、第41条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(5) 前各号のほか、本規約に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え、又は与えるおそれのある行為を行った場合

第27条（その他の事由によるサービスの停止又は制限）

当社は、次の場合には、本サービスを停止又は制限することがあります。

- （1）電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
- （2）電気通信設備に障害が発生した場合
- （3）他の電気通信事業者又は本サービスに係わる当社の委託業者が電気通信サービスの提供を停止又は制限したために、契約者に対して本サービスを提供することが困難になった場合
- （4）電気、ガス、水道、その他公共サービスの停止又は制限により、本サービスの提供が困難になった場合
- （5）他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、本サービスの提供が困難になった場合
- （6）前各号のほか、当社が上記に類すると判断した場合

2 当社は、天災、事変、その他非常事態等やむを得ない事由により、本サービスの提供が困難になった場合、その提供を停止又は制限できます。

3 当社は、天災、事変、その他非常事態等やむを得ない事由により、通信が著しく輻輳し、通信の全部又は一部の提供が困難になった場合、公共の利益のために緊急を要する通信（電気通信事業法で定めるもの）を優先的に取扱うため、当社は本サービスの全部又は一部の提供を停止又は制限することがあります。

第28条（サービスの停止又は制限時の措置）

当社は、第26条（契約者の責に帰するサービスの停止又は制限）、第27条（その他の事由によるサービスの停止又は制限）の規定により本サービスの全部又は一部の提供を停止又は制限しようとするときは、その理由かつ停止又は制限した期日又は期間を契約者に通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、緊急にその必要があると判断した場合、契約者に通知することなく、直ちに本サービスの全部又は一部の提供を停止又は制限することができます。

第3章 料金の支払等

第29条（料金の適用）

本サービスの種類及び品目に適用される料金は以下のとおりとします。

種 類	品 目	料 金
基本サービス	レンタルラックサービス	初期費用、月額利用料金
オプションサービス	インターネット コネクティビティサービス	初期費用、月額利用料金
	電源オプションサービス	初期費用、月額利用料金

2 前項に規定する料金の意味はそれぞれ次の各号のとおりとし、料金額は当社が別途定めるハウジングサービス料金表に規定するものとします。

(1) 初期費用

契約者が本サービスの対価として当社に支払う一時金

(2) 月額利用料金

契約者が本サービスの対価として当社に毎月支払う料金

第30条（料金の支払義務発生時期等）

第29条（料金の適用）に規定する料金について、初期費用は契約締結日、月額利用料金は利用開始日より支払義務が発生するものとします。

2 第26条（契約者の責に帰するサービスの停止又は制限）の規定により本サービスの提供が停止又は制限された期間については、本サービスの提供があったものとして取扱います。

3 第27条（その他の事由によるサービスの停止又は制限）の規定により本サービスの提供が停止又は制限された場合は、第43条（責任の制限）の規定により取扱います。

第31条（料金の支払期限及び支払方法）

契約者は、第29条（料金の適用）に規定する料金を、当社からの請求に基づき、次の支払期限までに当社が指定する金融機関へ支払うものとします。その際に要する支払手数料については、契約者の負担とします。

項 目	料金対象月及び支払期限
初期費用	初回の月額利用料金支払期限
月額利用料金	当月分を翌月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、契約者と当社が別途合意した支払期限及び支払方法がある場合は、その合意に従います。

第32条（延滞処理）

契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）の割合で計算し

て得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。その際に発生する手数料については、契約者が負担するものとします。

第33条（料金の改定）

当社は、第9条（最低利用期間）第1項に規定する最低利用期間を経過後、品質の維持・向上を目的として必要と認めた場合、月額利用料金を改定することができるものとします。

2 当社は、公租公課の変動、社会経済情勢の変化その他の事由によりその必要があると認めた場合、本サービスの料金を改定することができるものとします。

第4章 契約者の義務等

第34条（契約者の義務）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に規定する事項を遵守するものとします。

（1）他の契約者に迷惑を掛ける行為をしないこと。

（2）契約者が当社又は他の契約者と共同して使用する施設・設備を、善良なる管理者の注意をもって使用すること。

（3）他の契約者の専有部分に無断で立入らないこと。

（4）通信回線に影響を与えるような工事を行わないこと。

（5）当社が工事を実施している間、契約者の業務に支障の無い範囲でその工事に協力すること。

2 契約者は、契約者の社員、従業員、契約者代理人（以下「入館者」といいます。）がハウジングスペースへ入館する場合、入館者に対して全ての関連する法令を遵守させ、入館者の作為又は不作為の行為から生じた結果について全ての責任を負うものとします。

3 契約者は、機器設備等を安全に保ち、当社がハウジングスペースを良好な状態に維持することに協力し、廃物、梱包材料、運送配送用資材等が発生した場合は、これを速やかにハウジングスペースから撤去するものとします。

4 契約者は、本サービスの利用中に電気通信設備、又は共同して使用するハウジングスペース内の施設・設備に異常を発見した場合には、自らの機器設備等に故障がないことを確認した上で、速やかに当社に通報するものとします。

第35条（契約者の機器設備等）

契約者がハウジングスペース内に設置する機器設備等は、電力消費量が当社の指定する範囲内であり、かつ規格が通常業界において認められ、国内法令に適合したものとします。

2 契約者がハウジングスペース内で利用するケーブルは、国内法令に適合したものとす

ます。

3 契約者は、本サービスを利用するために必要な機器設備等を手配するものとします。これらについて、当社はいかなる責任も負わないものとします。

4 契約者は、機器設備等の維持、設置について全ての責任を負うものとします。当社は、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、これらの損害について、いかなる責任も負わないものとします。

5 契約者は、当社の許可なく他の電気通信事業者の回線を構築しないものとします。また、ラック間を跨ぐ配線敷設を行わないものとします。

第36条（機器設備等の搬入）

契約者は、機器設備等を利用開始日以降に契約者の責任において当社が指定する場所へ搬入するものとします。

2 前項により当社に機器設備等が搬入された後で不備が発見された場合、契約者により機器設備等を撤去していただく場合があります。なお、撤去に要する作業費及び運送費は契約者が負担するものとします。また、これにより本サービスの利用開始が遅れた場合の損害について、契約者は一切の責任を負うものとします。

3 契約者は、機器設備等を当社へ送付することができないものとし、契約者の責において当社が指定する場所へ搬入するものとします。

4 契約者は、機器設備等の搬入時において、当社設備又は第三者設備に損害を与えた場合、当社又は第三者に対して、当社又は第三者が被った損害の賠償をするものとします。

5 契約者は、本サービスで提供するラック外において機器設備等を保管しないものとします。ラック外における機器設備等の保管について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第5章 ハウジングスペースに係る事項

第37条（ハウジングスペースへの入館及び遵守事項）

契約者は、次の各号に該当する目的に限り、ハウジングスペースへの入館を当社に申請することができるものとします。

- (1) 機器設備等の搬入・搬出
- (2) 機器設備等への物理的作業の実施
- (3) 機器設備等の保守上最低限必要な作業の実施

2 契約者は、前項においてハウジングスペースへの入館を申請する場合、予め当社に申請し、当社が承認した場合に限り入館できるものとします。

3 契約者は、ハウジングスペースへ入館するにあたっては、当社が別途定める手順に従

うものとしてします。

4 契約者は、前各項に則り当社が承認した者以外の者を、ハウジングスペースへ入館させたり、同行させたりすることはできません。

5 ハウジングスペースへの入館は、当社が指定する場所に限られます。

6 契約者は、ハウジングスペースの利用に際して、本規約のほかハウジングスペースご利用の手引きが適用され、これらに定められた一切の保安・安全措置に従うものとしてします。

7 当社は、本規約に違反した者、秩序を乱す者又は当社が本規約に違反する可能性があるると合理的に判断した者に対し、ハウジングスペースへの入館を拒否することができるものとしてします。

第38条 (ハウジングスペースの環境維持)

契約者は、ハウジングスペースに発火発煙、異常な発熱、異常な温度又は湿度の変化、その他ハウジングスペース環境及び当社のネットワーク環境に影響を及ぼすいかなる装置も設置しないものとしてします。

2 当社は、ハウジングスペースに温度湿度の変化をもたらすおそれのある機器設備等を発見した場合、契約者に事前の通知をすることなく、その原因となった機器設備等を移動又は廃棄できるものとしてします。この場合、その費用は契約者が負担するものとしてします。

3 契約者は、当社が指定するハウジングスペースにおける禁止事項（無線機器類の持ち込み禁止等）に従うものとしてします。

4 契約者は、契約者がハウジングスペース内に設置した機器設備等から発生した損害について一切の責任を負うものとしてします。

第39条 (当社の責任範囲)

本サービスにおける当社の責任範囲は当社が提供するラック筐体及び電源コンセントまでとします。

2 インターネットコネクティビティサービスにおける当社の責任範囲はインターネット接続を提供するために当社が契約者のラックスペースに準備する設備までとします。

3 専用線接続における当社の責任範囲は当社のラックスペースに設置する当社設備側の受け口までとします。

4 契約者は、契約者がハウジングスペース内に設置した機器設備等、及び設備等に実装された全てのソフトウェアに関する一切の責任を負うものとしてします。

第40条 (ハウジングスペースの適正な利用)

契約者は、契約者が設置する機器設備等を安全に保ち、収容ラックを良好な状態に維持することに協力するものとしてします。また、契約者が設置する機器設備等の搬入の際に生じさ

せた廃物、梱包材料、運送配送用資材等を速やかにハウジングスペースより撤去するもの
とします。

2 契約者は、その所有に属さない機器設備等、備品、建築物その他の動産及び不動産の
全てについて、これらを変更し、操作し、変形させ、調整し、又は修理を行ってはならな
いものとしします。また、契約者は、ファシリティの表面にサイン、標識、表示等を行っ
てはならないものとしします。

3 契約者は、収容ラックを第三者に利用させてはなりません。契約者が第三者に利用さ
せた場合、当社は、利用契約の即時解約を含めて法律上又はその他の救済措置を求め
る権利を有します。

第6章 雑則

第41条（反社会的勢力の排除）

契約者は、自己又は自己の代理人若しくは媒介をするものが、暴力団、暴力団員（暴力団
員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）、
暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団交友者、暴
力団関係企業、総会屋等、社会運動若しくは政治活動を偽装し、又は標ぼうして不正な利
益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者、特
殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当し
ないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該
当しないことを確約するものとしします。

（1）反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していることと認められる
関係を有すること。

（2）自己若しくは、第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、不当
な目的を持って反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

（3）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係をしてい
ると認められる関係を有すること。

（4）役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難される
べき関係を有すること。

2 契約者が前項各号の確約に違反することが判明した場合には、何らの催告を要せず、
ただちに利用契約を解除することができるものとしします。

3 契約者が本サービスに関連して第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約」とい
います。）を締結する場合において、関連契約の事業者又は代理若しくは媒介をするものが、
反社会的勢力又は第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社は契約
者に対し、関連契約を解約するなどの必要な措置をとるよう求めることができるものとし

ます。

4 当社は、契約者に対して前項の措置を求めたにも関わらず契約者がそれに従わなかった場合、利用契約を解除することができるものとします。

5 当社は、前各項の規定により利用契約を解除したことにより損害が生じた場合には契約者に対し、その損害の賠償を求めることができるものとします。また、契約者は、利用契約の解除により損害が生じた場合であっても、その賠償を求めることができないものとします。

第42条（ラックの開閉）

契約者は、当社が安全管理、その他本サービスの適切な提供のために必要と判断した場合、契約者に事前に通知することなく、契約者が利用している機器設備等が設置されているラックの開閉を行う場合があることを、予め承諾するものとします。

第43条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じ。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 当社は、前項の場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間について、24時間ごとに日数を計算し（24時間未満は日数に加えません。）、その日数に対応する本サービスの月額利用料金等の料金額を上限として、契約者の請求に基づき損害を賠償するものとします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、本サービスの利用に関して、契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。

第44条（損害賠償）

契約者は、本規約に違反するなどして当社に損害を与えた場合、当社に対して、当社が被った損害を賠償するものとします。

2 契約者は、本サービスの利用に関して設置した機器設備等又は作業等の起因により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当社が被った損害を賠償するものとします。

第45条（立入検査）

当社又は当社の指定する者は、保守・管理・運営のために契約者の専有部分に随時立入り、当社の設備を点検できるものとします。

第46条（当社による工事等）

当社は、本サービスの提供にあたり、その品質の維持、向上を目的として、契約者の専有部分において、契約者に事前に通知した上で工事等を行うことができるものとします。

第47条（免責）

当社は、本サービスの利用に関して生じた逸失利益、データ・ソフトウェア等の破損又は喪失による損害について、その原因の如何によらず、いかなる責任も負わないものとします。

2 当社は、契約者が本サービスの利用に関して設置した機器設備等を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。ただし、次の場合には、契約者の機器設備等に発生した機能停止及び障害等について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

- (1) 天災、事変、その他非常事態等やむを得ない事由による場合
- (2) 当社施設又は機器設備等の維持管理上必要な場合
- (3) その他、当社の責に帰することのできない事由による場合

3 契約者は、本サービスの利用に関して設置した機器設備等の故障・不具合が発生した場合、契約者自らの責任と費用により、速やかにこれを交換・修理するものとし、これに起因するサービス停止期間の料金は免除されないものとします。

第48条（秘密保持）

契約者及び当社は、本サービスの遂行を通じて知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 守秘義務を負うことなく既に保有している情報又は第三者から入手した情報
- (2) 本規約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 本条の規定は、利用契約終了後も5年間有効とします。

第49条（協議）

契約者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとします。

附 則

本規約は、平成25年9月1日より実施します。

本規約は、2021年9月1日より改訂の上、実施します。

別紙1 ハウジングスペースにおける設備仕様等

項目	内容
建物構造	耐震構造
電源供給	無停電電源装置（UPS）〔冗長化構成〕 自家発電装置は燃料無補給にて17時間連続運転 十分な燃料備蓄により、長時間の給電が可能 （※燃料補給により72時間連続運転）
空調設備	冗長化（n+1）専用空調設備
消火設備	自動火災報知システム 二酸化炭素消火器
セキュリティ	専用カード入退室管理 専用カードラック施錠、監視カメラ設置
通信回線	複数経路（ISP）接続
監視	オンサイト確認（機器ランプ目視確認、電源スイッチのON/OFF） （障害時等における契約者からの依頼時のみ）

別紙2 利用可否品目

利用可能な品目を「○」、利用不可能な品目を「×」で記載

品 目	利用可否
機器ランプ目視確認	○
機器電源 ON/OFF	○
電源容量拡張	○ (オプション)
機器死活監視	×
回線帯域保証	×
機器設置代行	×

別紙3 サービスの仕様

第12条（サービス仕様と利用環境）に規定するラックの仕様を表1のとおりとする。

表1 ラック仕様

	項目	標準仕様
ワンラック (1ラック)	ラック	<ul style="list-style-type: none"> ・当社推奨ラック(19インチラック)を1ラック単位で供給 ・施錠可能な扉
	収容スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・38U
	ラック寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ：2000mm ・奥行：1000mm ・幅：700mm
	電源	<ul style="list-style-type: none"> ・単相 AC100V 15A ・抜け止めコンセントの付いたコンセントバー
	ラック積載 可能荷重	<ul style="list-style-type: none"> ・300Kg以下
ハーフラック (1/2ラック)	ラック	<ul style="list-style-type: none"> ・当社推奨ラック(19インチラック)を1/2ラック単位で供給 ・施錠可能な扉
	収容スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・19U
	ラック寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ：2000mm ・奥行：1000mm ・幅：700mm
	電源	<ul style="list-style-type: none"> ・単相 AC100V 15A ・抜け止めコンセントの付いたコンセントバー
	ラック積載 可能荷重	<ul style="list-style-type: none"> ・150Kg以下

※ 電源については、電源オプションサービスにより変更できます。